



秋田県公報

目次

ページ

告示	
地方自治法施行令による人口の告示(五六七・市町村課)……………	1

告 示

秋田県告示第五百六十七号

平成十七年六月二十日から、北秋田郡比内町及び同郡田代町を廃し、その区域を大館市に編入する処分に伴う地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百七十六条第一項及び第百七十七条第一項の規定による北秋田郡及び大館市の人口は、次のとおりである。

平成十七年六月二十日

秋田県知事 寺田典城

北秋田郡 三、三六九人

大館市 八六、二八八人

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄